

26監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年8月26日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月6日

福岡市監査委員 石田正明
 同 宮本秀国
 同 齋田雅夫
 同 伯川志郎

1 監査報告と措置の件数

25監査公表第2号（平成25年2月7日付 福岡市公報第5992号 公表）分・・・1件

25監査公表第9号（平成25年9月5日付 福岡市公報第6048号 公表）分・・・1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

25監査公表第2号（平成25年2月7日付 福岡市公報第5992号 公表）分
 （工事監査）

2 建築工事等の監督業務委託について(意見)

監査の結果	措置の状況
<p>建築及び設備工事において、工事監督に関する業務の一部を監理監督業務（以下、監督業務という。）として委託しているが、その委託契約は設計業務の受注者と特命随意契約しているものが見受けられる。</p> <p>本市では、財政局契約課通知文（昭和61年4月15日付財調第123号財政局調達課長通知）によると、工事の監理監督委託については各課において契約事務を行うことに改め、契約の方法は「監理監督委託は、設計内容及び設計意図を熟知している必要があること等の理由により、従来から設計を行った者を契約の相手方としており、原則として随意契約によることとする。」としている。また、財政局策定の「市有建築物建設の手引き」によると、監督業務委託の契約方法は原則として競争入札に付することとしているが、同局策定の「建築業務マニュアル」では一部を除いて特命随意契約によることとしている。</p> <p>このように、建築及び設備工事における監督業務委託の契約方法について一部混乱が</p>	<p>財政局契約課の通知文については、平成26年3月31日をもって廃止する旨の通知を行った。（平成26年3月28日付財契約第679号）</p> <p>同時に、工事主管課の現状および国の監督業務委託の進め方についての調査結果を踏まえ、監督業務委託を行う場合の基本的な考え方を整理し、平成26年4月1日以降に起工する監督業務委託について、原則として競争入札に付すこととする旨の通知を行った。（平成26年3月28日付財監第531号）</p>

<p>生じているが、国においては、設計内容に客観的な技術的検討を加え、適正な品質確保をより一層推進するため、第三者性を確保する必要があることから、原則として、当該工事の設計業務の受注者とは異なる者と契約することとなっている。</p> <p>こうしたことから、建築及び設備工事の監督業務に関して、さらに競争性を加味した業務委託発注の在り方について検討されたい。</p> <p>(財政局技術監理課，契約課関連)</p>	
---	--

25 監査公表第9号（平成25年9月5日付 福岡市公報第6048号 公表）分
（工事監査）

1 局別監査

(2) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 業務委託料の変更を適正に行うべきもの 西部汚水処理場運転業務委託 (契約金額1億1,340万円)</p> <p>本委託は、西部汚水処理場の運転業務及び保守点検整備である。</p> <p>設計において、緊急対応等経費は過去3カ年の年平均実績から168時間（1時間／人・月）を計上していたが、本委託の実績報告書では101時間となっていた。この場合は、業務委託料の変更に該当することから委託契約書第18条第1項による協議を行い、業務委託料の変更を行うべきであった。</p> <p>今後は、業務委託料の変更を適正に行われたい。</p> <p>(施設課)</p>	<p>平成25年度については、年度末に実績を算定した際に、設計と実績に差が生じたので、実績に合わせて設計変更を行った。</p> <p>また、緊急対応経費については、平成26年度からは年度当初の設計には計上せず、緊急対応が必要な場合は、委託業者と協議を行い、設計変更を行うことで積算から除外した。</p>